

KULS ニュースレター 第 6 号

INDEX

【リーガルクリニック 特集】

- 離島等司法過疎地における法律相談実習—平成 21 年度実習の概要
- 屋久島の司法事情とクリニックの意義
- 気付いたり、予想と異なった点
- 司法サービス供給体制の検討

● 離島等司法過疎地における法律相談実習 ● 平成 21 年度実習の概要

鹿児島大学法科大学院の必修科目「リーガルクリニック A」は、弁護士過疎地と呼ばれる地域に出向いて合宿形式で開講し、弁護士と共同して市民が抱える法律相談への第一次的な対処方法についての助言をおこない、これを通じて、法律問題に解する感受性を涵養し、法律実務で必要とされる相互行為のリテラシーをはぐむことを目的としている。本年度は平成 22 年 2 月 9 日に事前指導を行い、2 月 19 日から 22 日に 7 名の学生で、屋久島(尾之間、安房、宮之浦、一湊)で 15 件、2 月 26 日から 3 月 1



種子島西之表市の相談会場の風景：相談者席には、野田九州大学教授に座っていただいた。

日まで9名の学生で、種子島(西之表市、中種子町、南種子町)で 24 件の相談を受けた。

実習には、実務家教員である前田稔教授、松下良成教授、白鳥努教授の他、鹿児島県弁護士会から木山弁護士(元教授)、若手の村山大輔弁護士、正込健一郎弁護士に指導弁護士としての支援を受けた。また、九州大学の山田國廣教授、野田進教授、高平奇恵助教、同志社大学の川島四郎教授、静岡大学の藤本亮教授、宮下修一准教授、弘前大学の飯孝行准教授、愛媛大学の小佐井良太准教授、弁護修習中の司法修習生1名が指導弁護士の理解のもと、司法過疎地の法律相談事情の視察として参加され、検討会での議論にも参加いただいた。

本号では、提出された報告書や法サービス供給体制を主題とするレポートと、同時に提出を求めたニュースレター用の感想文の中から、相談者のプライバシー保護のために、一部学生の記載を変更した上で、いくつかを紹介する。(授業担当教員：米田 憲市教授)

屋久島実習の経験から 屋久島の司法事情とクリニックの意義

(1) 今回リーガルクリニックAを履修して、最も印象深かった事は、①離島の司法事情と、その中で生活する住民の生活実態を肌で感じる事が出来た事、②法律相談を受ける弁護士の先生方の、まさに職人芸ともいえる仕事を目の当たりにできた事、である。

(2) もともと鹿児島県出身の私にとって、屋久島はかつて1度家訪れた事のある観光地としての印象しかなかった。ところが、今回、屋久島の司法事情及び、法律相談のためにこの地を訪れた今回では、屋久島はまるで違った側面を見る事が出来た。

初日の簡易裁判所を見学した際には、あまり使われておらず、やけに真新しい設備が、住民と裁判所との距離がいかに遠いものであるかを痛感させられたし、相談者の相談後の大変満足した表情を見て、かえっていかこの土地の法サービスの供給体制が貧弱なものであるかを反映していたように思えた。

(3) 一方で、相談者の相談を受ける弁護士の先生方の事実の引き出し方や、相談者の疑問にわかりやすく丁寧に、しかも無駄なく答えている姿は今後の学習のうえでも大変参考になったし、感動すら覚えた。まさに相談者との真剣勝負といった様相で、私は、前もって用意していた自分の質問を行うのがやっといった状況だった。

4 今回の経験を通じて、法サービス供給体制は、弁護士などの専門職によって行われるものが全てではなく、私たち法科大学院生が行う今回のような実習での報告が、屋久島のような離島の法サービス供給体制を、的確に伝える橋渡しとしての役割を担っている事も忘れてはならないと感じた。(院生 村山耕次郎)

課題レポートから 新たに気付いたり、予想と異なった点

(1) 新たに気づいた問題について

屋久島に行き、気づいたことは、屋久島という周りを海に囲まれた閉鎖的な地理から生まれる人的ネットワークの強さである。象徴的だったのが「屋久島とは関係のない人だから、相談に来た。島内の人だと情報が漏れる可能性がある。」という、今回法律相談に来られた相談者からの言葉である。ある程度は想像していたが、情報が漏れることに対し、神経質なまでに気を使っている様子であった。特に、屋久島では集落ごとに住んでいるため、情報が伝播しやすいのかもしれない。

リーガルクリニックという科目では、法律相談を行なうところまでしかすることができないが、もし、屋久島で弁護士事務所を構えるとなると、この情報漏洩という問題は非常に大きな問題となる。なぜなら、弁護士が直接的に情報を漏らすことは考えられないが、弁護士事務所に入るところを人に見られ、その人が情報(〇〇さんが法律事務所に行った等)を話すという、間接的な情報漏洩の危険があるからである。つまり、屋久島の住人にとって、法律事務所があったとしても、そもそも法律相談に行くこと自体が1つのハードルなのである。そしてそれは、どこに弁護士事務所を構えるかという問題に直結する。

ここで、同じ島である佐渡島にある法律事務所(法テラス佐渡法律事務所)を見てみると、佐渡島も屋久島同様、法律事務所に入るところを人に見られるのを極端に嫌う傾向にあるところ、佐渡島市役所支所の中に構えることにより、住民が来やすい環境を作っているとのことである。

なるほど、屋久島でも役場等の公的機関の一室を借り、



そこに事務所を構えることで間接的な情報漏洩のリスクを軽減することができそうである。もっとも、事務所数が増えれば、そのときは別の方法を考える必要があるだろう。

(2) 常設の事務所を置くべきとする考えの修正部分について

次に、先ほど紹介した佐渡島と屋久島の違うところは、佐渡島の人口が約 6 万 5000 人であるのに対し、屋久島は約 1 万 4000 人と 4 分の 1 以下であって、より強い人的なネットワークが想像されるところ、弁護士が島内の住人と言うだけで避けられる法律問題があるおそれがあるということである。つまり、常駐型の事務所であれば、プライバシーに深く立ち入った問題を相談しに来ないのではないかという危惧がある。「屋久島とは関係のない人だから、相談に来た。」という言葉が象徴的である。

この問題をカバーするためには、弁護士法人の常駐型の事務所の他に、定期的に法律相談を行いに来るような弁護士法人の非常駐の事務所が必要なのではないかと考えた。つまり、常駐型と非常駐型の2つの事務所が存在することが、屋久島には必要なのではないだろうかと思えるようになったのである。非常駐型を併存させるメリットは他にもある。それは、利益相反問題が生じないこと、相談者に相談に行こうと決意させることがあげられる。これらの事務所を中心に町役場や専門家等と連携を取りながら解決していくのが屋久島における法供給体制として理想ではないかと思う。(院生 小嶋貴仁)



司法サービス供給体制の検討

1. 種子島の司法事情

(1) まず、初日に種子島簡易裁判所を訪問して率直に感じたことは、裁判所が利用されている感じがしなかったことである。道路標識も合同庁舎の看板に対して道路わきに小さく「裁判所」とあるだけで、注意して見ておかなければ通過してしまいそうな感じであった。

書記官の方に話を伺ったところ1日3名くらいは裁判所に来る、1年間の民事の申立ては約280件とのことであったが、私の印象としては、仮に種子島に弁護士として来たところで、種子島における法サービスははたして向上するのか、そして、弁護活動の前提として事務所経営はできるのか不安を感じた。

(2) 以下、実際の法律相談を通して感じた法律相談で求められる資質と、離島における法サービスの現状について感じたことを述べる。

まず、法律相談で求められることは、要件事実の聞き取り、法律構成を相談者に説明することに終わっておらず、先生方は法律問題に加えて現実問題としてどうすべきかという点まで配慮した助言をされていた。

私は、司法書士しかおらず法サービスが十分に行き届いていないというイメージを持っていたため、法律構成以前に法制度の説明を丁寧にすることも念頭において助言したが、法テラスや調停について相談者も知っており、人によっては強制執行の費用負担についてまで知っている

場合もあり、自分の困っている問題については十分に調べてきていた。

以上の経験から、法律相談だからといって法律問題についての説明に終始しては、事実として相談者の満足を得ることができない。問題になるのは、当該案件について、相談者はどのような行動をとるべきかを具体的に示唆することで、その際には相談者の家庭的、経済的状況等を考慮したうえでの妥当な解決策を示すことである。

種子島という地域に根差した当該問題の解決方法を相談者とともに探っていく姿勢が必要であり、離島における法サービスの向上を考える上でこの点に留意した法律相談を行う必要がある。

(3) 離島の法サービスの供給の在り方を考えるにあたっては、法律相談において要求される資質を前提として、種子島という地域に根差した解決方法を探る必要がある。

その際まず、離島において問題となるのはいかなる案件かを考える必要があるが、この点については、裁判所で聞いたところによると消費貸借契約に関する不当利得の問題が6~7割を占めるということであったが、現在ピークを過ぎて減少傾向にあるとのことだった。

実際の法律相談においては、私としては、土地や相続に関する問題が多いという印象を受けた。親の代の土地の売買契約や消費貸借契約について子どもと一緒に相談に来るケースが複数見られた。

このようなケースは部落や身内の結束が固く、なるべく争いごとは避けようとする人間関係が密接な離島においては多くみられるのではないかと感じた。

離島における土地の権利関係については、登記がされていない場合が多いように見受けられ、その場合には法律問題はより複雑になる。

離島の文化を理解した上でその地域に根差した解決を



図る弁護士がいれば、種子島においてもこの種の問題は解決するのではないかと感じた。少なくとも実務家になってからは、種子島での経験を生かして島の生活に根差した解決を図るための法律相談が可能になるはずである。

2. 1をふまえての法サービスの在り方についての考察

(1) いわゆる司法過疎地での弁護活動を行う場合には、前述のように事務所経営の問題があると思われるが、この点について、自分が担当したアンケートによれば、チラシによる宣伝を見て依頼したというのがほとんどで、島民への周知徹底はある程度図れるのではないかと印象を持った。

また、種子島に弁護士がいる場合、有料であっても法律相談に行くかとの問いに対しては私が担当した相談者全員が「利用します」とのことだったため、紛争解決の力になることができるのではないかと感じた。

(2) しかし、現状では弁護士がいないため、司法書士のところに相談に行くとの声も聞かれ、弁護士がいない現状における法サービスの在り方について考えることが重要である。

島に弁護士がいない現段階では、島内では司法書士に相談をすることが島で受けられる法サービスの限界であり、弁護士に相談しようとするれば、交通上の不便と経済的な負担を覚悟して鹿児島市内の弁護士に依頼しなければならず、よりよい法サービスを受けるためには相談者にそれなりの覚悟が必要になると考えられる。

私が担当した離婚の案件のように、司法書士に相談はしたが、鹿児島市内に行って弁護士に相談するかどうか、ふんぎりがつかない状況にある場合は、司法書士への相談で法サービスの供給が終わっている可能性がある。

(3) その場合には、司法書士と鹿児島市内の弁護士の連携が取れていなければ、相談者が市内に出向かない限り、そこで法的サービスは限界を迎えることになる。

そこで、法的サービスが離島の島民に十分に供給されるには、司法書士だけでなく弁護士が離島に常駐するこ

とが理想であるが、そのような状態になるまでは種子島における法サービスの供給には司法書士との連携が必要である。

今回の法律相談において、司法書士や行政書士に相談したうえで、「今度無料法律相談で弁護士さんが来るから、相談してみなさい」と言われたので来ましたと言う相談者が複数人見られた。

この状況からは、弁護士と司法書士等の連携が十分にされていないのではないかと感じた。特に急を要する場合やすぐに弁護士とコンタクトが取れない離島の場合等は連携が要求される。

司法過疎地に弁護士がいる場合でも、このような連携を密にすることにより法サービスの供給は向上すると考えられる。

(4) 私が今回リーガルクリニックで種子島に行き行って強く思ったことは、弁護士に求められる仕事は、目の前にいる相談者のための法律構成を考え、その上で現実問題としての解決策を探ることだけにとどまらず、よりよい法サービスの供給のために弁護士、司法書士、行政書士(時には警察等)との連携も率先して行っていくべきであるということである。そして、離島における法サービスの向上を考える際には特にこのことに留意する必要がある。

(院生 角田直隆)



Copyright (C) 2010 www.furusato-tanegashima.net 掲載許諾済



鹿児島大学法科大学院と鹿児島県弁護士会所属弁護士による

無料法律相談

(無料・予約優先)
 困りごとを中心に弁護士が助言いたします。
 【質問した土地や場所】 【離婚や相続】 【借金・ローンなどの返済】 【借りている土地や家】
 【買上土地や家賃のこと】 【土地の境界のこと】 【借地借家の関係】 【国や市町村のこと】
 【事故後の処理や賠償】 【裁判や弁護士の利用のこと】 など、この機会に是非ご相談下さい。
 【2月27日・28日 会場など裏面参照】
 予約連絡先：鹿児島大学法科大学院 (担当：久木野・永山)
 099-285-7569
 (土日・祭日を除く午前9時から午後5時まで)
ご理解・ご協力をお願いいたします。この法律相談は、鹿児島大学法科大学院の学生の実習業務をかねて実施されるものです。相談内容は非公開ですが、大学の教員や学生が関与している場合があります。また、ご相談いただいた内容については、匿名化など個人情報が第三者への開示をしないよう、事前として教育上の権利の義務とさせていただきます。ご相談いただいた内容については、弁護士が責任を持って回答いたします。また、この法律相談は、鹿児島県弁護士会と協力して実施いたします。また、この法律相談は、鹿児島県弁護士会と協力して実施いたします。また、この法律相談は、鹿児島県弁護士会と協力して実施いたします。また、この法律相談は、鹿児島県弁護士会と協力して実施いたします。

種子島無料法律相談

◆会場と日程◆

【西之表】総合庁舎	27日(土)	28日(日)
【西之表】総合庁舎	○	○
【種子島】種子島総合センター1階 法務相談室	○	○
【種子島】種子島総合センター1階 法務相談室		○

◆予約の方法◆
 裏面の【ご理解・ご協力をお願いいたします】をご了解いただいた上で、(1)~(3)いずれかの方法でお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：鹿児島大学法科大学院
 法律相談予約担当 (久木野・永山)

(1) 電話による予約
 099-285-7569にお電話下さい。
 休日は除く月曜から金曜、午前9時より午後5時までに対応いたします。

(2) FAXによる予約申込
 下記の事項を記入の上、099-285-3907に送信してください。24時間受付。
 ・氏名 (相談に来る本人)
 ・連絡先電話番号
 ・相談希望会場
 ・相談希望日時 (午前9時から午後2時台)
 ・相談の概要 (省略可)
 ※お送り直し(1)の時間帯に、当方よりお電話させていただきます。確認の上で予約を確定します。

(3) 電子メールによる予約申込
 下記の事項を記入の上、<ls_support@leh.kagoshima-u.ac.jp>に送信してください。24時間受付。
 ・氏名 (相談に来る本人)
 ・連絡先電話番号
 ・相談希望会場
 ・相談希望日時 (午前9時から午後2時台)
 ・相談の概要 (省略可)
 ※お送り直し(1)の時間帯に、当方よりお電話させていただきます。確認の上で予約を確定します。

※電子メールやFAXのみでの相談や予約は希望を受けられません。※お急ぎの場合は、ご連絡下さい。